

令和3年度「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」-第6弾（改定）

令和4年1月21日決定

令和4年1月26日改定

令和4年2月18日改定

令和4年3月4日改定

令和4年3月18日改定

新型コロナウイルス感染症について、**兵庫県を含む18都道府県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された。**

本市においては、**今後も引き続き、変異株を含め感染状況を注視しながら、ワクチン接種の取組みの推進、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取組みの継続など、全庁挙げて感染症対策に取り組んでいく必要がある。**

このため、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、本市として**3月22日から当面の間、以下の措置を講ずることとする。**

1. 医療提供体制の確保

3月17日現在で病床使用率は**61%**、うち重症者用病床使用率は**25%**（コロナ受入病床：398床（うち重症病床53床）、自宅療養者数は**5866**人、療養先調整中は**1718**人となっている。

引き続き、安定的に病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止の強化を行う。

（1）病床の確保

- ・国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、病床確保を行う。

（2）外来医療ひっ迫への対応

①検査キット等でコロナ陽性の結果となった場合の保健所での診断**実施**

新型コロナウイルス感染症検査キット等で陽性の結果となった場合は、これまでの医療機関受診による確定診断に加えて、2月16日より、条件を満たす場合※には神戸市保健所においても確定診断を実施。

※薬事承認されている検査キット等で検査をし、陽性判定となった神戸市居住者のうち、症状が軽く重症化リスクの低い方。

②疑似症診断の**実施**

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医

師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断を実施。

③外国人検査相談コールセンターの**設置**

言語のハードルをなくし、症状の相談や検査を受けやすくするため、日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に症状の相談、無料のPCR検査の案内を実施。

(3) 早期対応による重症化防止の強化

① 自宅療養者への早期対応体制の強化

- ・ 外来受入医療機関の拡充（15→20 医療機関）。
- ・ 日中の電話診療、往診の実施に加え、夜間・休日での電話・オンライン診療、往診の実施。

② 宿泊療養施設の強化

○入所受入れ体制の確保

引き続き、安定的な受け入れ体制を確保。（6施設）

○酸素投与が必要な要介護者等の受け入れ施設としての活用

2月5日より、ニチイ神戸ポートアイランドセンターを、酸素投与が必要な要介護者等を受け入れ、一時的に対処する施設として活用。（20名程度）

2. 保健所業務の重点化

新規感染者が**高止まりしている**中、療養者の重症化防止および適切なフォローアップを行うため、以下の保健所業務について重点化を実施。

①調査の重点化

重症化リスクの高い対象者への支援にさらなる重点化を行うため、積極的疫学調査は、2月5日から重症化リスクのない方への調査を当面の間、停止。

②検査の重点化

陽性患者が発生した学校園のクラス全員に対する検査及び感染の疑いのある方が利用した飲食店への検査については、高齢者、障害児・者の施設への検査を重点化するため、1月26日から当面の間、停止。

また、市が実施する濃厚接触者の検査は、重症化リスクの高い対象者への支援に重点化するため、2月5日から濃厚接触者への検査を当面の間、停止。
※ただし、有症状者は医療機関を受診いただく。

③健康観察の重点化

自宅療養中に症状が悪化した患者への対応と新規感染者への対応に重点化するため、原則として、症状が悪化した患者本人から連絡があった場合のみ保健所による健康観察を行う。

ただし、高齢者や重症化リスクの高い患者等については、引き続き、健康観察を実施する。

④ 自宅療養フォローアップセンターの設置

区保健センターが重症化リスクのある自宅療養者の健康観察に重点化するとともに、重症化リスクの低い患者への速やかな相談対応を維持するため、これまで区保健センターで行っていた軽症患者等からの相談を2月4日から本庁で集約。

4. ワクチン接種促進

新型コロナウイルスワクチンは、発症や重症化を予防し、入院患者を減少させ医療提供体制を守るための切り札である。

初回（1回目・2回目）接種については、12歳以上の約85%が2回目接種を完了し、5歳～11歳の小児も令和4年3月から個別接種医療機関約160機関で接種を開始したところである。

追加（3回目）接種については、18歳以上を対象に令和3年12月から開始したが、変異株により感染が爆発的に急増した状況を鑑み、個別接種医療機関約800機関以上及び集団・大規模接種会場20会場により接種体制を充実させるとともに、接種券を前倒して発送してきた。

また、接種の促進に向け、ノエビスタジアム神戸会場で「接種券なし接種」（2月5日～3月7日）を実施したほか、ハーバーランドセンタービル会場では「予約なし接種」（2月28日～3月27日）を実施中である。

更には、ノエビスタジアム神戸会場では、企業、各種団体及び大学等教育施設向けに「団体接種」の予約受付を3月17日（木）より開始し、3月28日（月）から接種を開始する予定である。

追加接種の対象外である12歳～17歳については、現在、国で検討が行われており、その方針が決まり次第、速やかに接種を開始できるよう情報を収集しながら準備を進めている。

ワクチン接種の実績（令和4年3月14日時点）

	神戸市人口比	接種対象人口比
2回目接種実績（対象12歳以上）	約77%	約85%
3回目接種実績（対象18歳以上）	約31%	約36%

5. 感染拡大防止の取り組み

【市民・事業者に対する基本的感染防止対策の呼びかけ】

<基本的感染防止対策>

- ①国及び県の方針に基づき、職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の活用等により、柔軟な働き方を推進するほか、事業継続計画の実施準備及び計画に基づく取組みを行うこと。
- ②市民・事業者に対して、市役所・区役所への申請・届け出・報告等の手続き

のオンライン申請の積極的活用を呼びかけること。

- ③ 3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策（換気、人数制限など）がなされていない施設等への出入りを避けること。
- ⑤ 業種や施設の種別ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策を徹底すること。
- ⑥ 新型コロナウイルスへの感染がもたらす本人・ご家族への負担を正しく理解してもらおう工夫を図り、基本的感染防止対策の徹底、感染リスクの高い行動を控えるよう、市民・事業者呼びかけていくこと。

【最重点感染防止対策の推進】

（1）新型コロナワクチン接種

新型コロナワクチンの接種は、追加（3回目）接種をした場合の方が接種しない場合よりも新型コロナウイルスに感染する人や重症化する人が少ないことが報告されている。

このようなワクチン接種の効果を踏まえ、接種を希望する場合には出来るだけ早く接種を受けていただくよう市民に要請していく。

（2）「マスク」と「距離」

医療のひっ迫を防ぐためには、引き続き、市民一人ひとりの自覚、感染防止対策の徹底が必要。

○感染者の8割の方が「マスク」と「距離」が徹底できず、

- ・ 同僚とのランチ
- ・ 休憩室、更衣室での会話
- ・ 喫煙所での会話
- ・ 路上での飲食

などが原因で感染している。

○特に、市民への最重点感染防止対策として、「マスク」と「距離」を強く要請。

- ・ マスクを外して会話をしない。
- ・ マスクを外すときは、
1メートル以上距離をとる。
大声を出さない。

※ただし、子どものマスク着用については、一人ひとりの状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクの着用は求めない。子どもたちが十分な距離を保つとともに、こまめな換気を徹底する等の感染対策を要請。

なお、マスクを着用される場合には、子どもが息苦しさを感じていないか十分に注意し、強い負荷がかかる活動は避けていただく。

6. 市立学校園

感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。

教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校していない児童生徒等に対して、1人1台の学習用パソコンを活用したオンラインによる学習支援等を実施する。

児童生徒等や教職員の登校園前・出勤前の検温および健康観察、手洗い、教室等の換気、給食及び昼食時の感染防止対策など、感染拡大防止の取り組みを引き続き徹底する。

感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

7. 保育所・学童保育施設等

感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取り組みを徹底したうえで運営を継続する。

感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止する。

8. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。

②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、利用の都度交換、廃棄するなど適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること。

③面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。具体的には感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等を考慮し、直接面会を含めた対応を検討すること。

直接面会を実施する場合は、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること。

④利用者の外泊・外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮すること。

外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底すること。

⑤施設の職員等及び施設等との関わりのある従業員に対して不要不急の外出

の自粛等を徹底すること。

高齢者・障害児者施設で行っている職員への定期的な PCR 検査については、**3 回目のワクチン接種終了まで**引き続き実施する。

10. 市有施設等の対応

多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や、兵庫県・国の方針に基づき対応する。

11. イベント等

上記施設も含めた市内におけるイベント等については、**以下の条件および**、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応する。

○「感染防止安全計画」策定(5,000 人超かつ収容率 50%超)

- ・人数上限 収容定員まで
- ・収容率 100%（「大声なし」が前提）

○上記以外の催物

- ・人数上限 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ・収容率 大声なし 100%、あり 50%
（人数上限と収容率のいずれか小さい方）

12. 全庁を挙げた体制整備

新型コロナウイルス陽性者の発生件数が高止まりしていることやワクチン接種を継続して進めていく必要があることから、新型コロナウイルス感染症対策への応援体制確保を最優先に、引き続き全庁を挙げ、万全の体制を確保するとともに、職員に感染者や濃厚接触者が発生した場合でも市民サービスに支障が生じないよう、必要な業務体制を構築する。また、引き続き在宅勤務やフレックスタイム制等を活用し、接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の風邪症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。